

## 国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止計画

(平成 22 年 3 月 16 日学長裁定)

最終改正 平成 28 年 6 月 22 日

国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止規程（平成 19 年規程第 30 号。以下「防止規程」という。）第 9 条の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学（以下「本学」という。）における研究費の不正使用を防止するため、研究費不正使用防止計画を策定し、実施する。

### 第 1 節 責任体系の明確化

- 1 本学における研究費の運営・管理に関わる者の責任体系を明確にするため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者について、本学公式ホームページに職名及び運営・管理上の権限等について公表する。
- 2 防止規程第 9 条第 1 項の規定に基づく不正使用の防止対策を推進する部署として、最高管理責任者の下に研究費不正使用防止計画推進室を設置し、研究費不正使用防止対策を推進する。

### 第 2 節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が行われる可能性が常にあるという前提の下で、不正を誘発する要因を除去し、十分な抑制機能を備えた環境・体制の構築を図る。

#### (1) ルールの明確化・統一化

- ① 研究費に係る事務処理手続に関するルール等（財務関係規則、会計ルールハンドブック等）の整備を行い、研究費の運営・管理に関わるすべての役職員等（防止規程第 3 条第 2 号に規定する役職員等をいう。以下同じ。）に周知する。
- ② ルール等と運用の実態が乖離していないか、適切なチェック体制が保持できるか等の観点から点検し、必要に応じて見直しを行い、明確かつ統一的な運用を行う。

#### (2) 関係者の意識向上

- ① 役職員等に、自らのどのような行為が不正に当たるのかを理解させるため、コンプライアンス教育（本学の不正対策に関する方針及びルール等）を実施する。
  - ア 研究費の不正使用防止に係る研修会（コンプライアンス教育）を実施し、実施に際しては、受講者の受講状況及び理解度を把握する。
  - イ 科学研究費助成事業の公募に係る説明会を利用して研究費不正使用防止について説明する。
  - ウ 新採用職員研修会等でコンプライアンスについて説明する。
- ② コンプライアンスの理解、意識の浸透を図るために、研究費の不正使用防止に係る研修会を受講した役職員等から関係ルールを遵守する旨の誓約書等を徴するものとする。
- ③ 不正防止への取組に関する次の事項について、本学の方針、行動規範及び意思決定手続きを本学公式ホームページに掲載するなどして学内外に対して公表し、関係

者の意識向上を図る。

ア 学内の責任体系に関すること。

イ 研究費の使用ルール及び事務処理手続きに係る学内外からの相談窓口に関すること。

ウ 不正防止計画を推進する担当者又は部署に関すること。

エ 発注、検収に関すること。

オ 不正取引に関与した業者への処分に関すること。

カ 不正に係る通報窓口及び大学の対応体制に関すること。

キ 研究費の適正な運用・管理に係る監査体制に関すること。

(3) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

① 防止規程第 11 条に定める通報窓口を周知徹底し、研究費不正使用の早期発見に努める。

② 通報者（告発者）及び相談者の保護

本学の内外から通報（告発）及び相談があった場合は、通報者（告発者）及び相談者の保護を徹底するとともに保護の内容を通報者（告発者）及び相談者に周知する。

また、誹謗中傷等から被告発者を保護する方策を講じるものとする。

顕名による通報（告発）及び相談の場合、受け付けた通報に基づき実施する措置の内容を通報者（告発者）及び相談者に通知するものとする。

③ 調査

通報及び相談された事項に関する事実関係の調査を防止規程に基づき適切に行うものとする。

④ 処分

調査の結果、不正が明らかになった場合は、国立大学法人上越教育大学職員就業規則（平成 16 年規則第 10 号）その他関係諸規程等に則って処分する。

第 3 節 不正を発生させる要因の把握と具体的な対応策の策定・実施

不正を発生させる要因を把握し、具体的な対応策を策定・実施することにより、関係者の自主的な取組を喚起し、不正の発生を防止する。

(1) 研究費の使用において不正を発生させる要因（リスク）を洗い出し、一覧表を作成することによりリスク管理を行う。

(2) 不正を発生させる要因（リスク）ごとに不正使用防止の対応策を策定し、実施する。

第 4 節 研究費の適正な運営・管理活動

1 役職員等に対し、財務会計システムを利用した予算執行状況の把握を促し、適切な予算管理を実施させる。

2 業者との癒着の発生を防止するとともに、不正につながる問題が捉えられるよう、第三者からの実効性のあるチェックが効くシステムを整備し、管理する。

3 物品（役務を含む。以下同じ。）の発注・納品検収体制、学生等に支給する賃金等に

関する体制及び旅費の支給に関する体制の整備については、次のとおりとする。

(1) 物品の発注・納品確認を明確にする検収体制の整備

研究上必要な物品の発注（立替払を含む。）について、チェック機能が十分発揮できるような措置を講じるとともに、納品検収業務を厳格に実施するため、財務課の納品検収体制を強化し、次のような措置を講じる。

① 発注権限の明確化

発注権限や範囲を明確にするため、その権限や範囲を明示した資料等を作成し学内外に対してホームページ等により公表する。

② 検収体制の強化

ア 契約担当課において、現場への納品前に課内等での検収を徹底するなど検収体制の強化を図る。

イ 納入業者に対して、契約担当課での検収確認印がない場合は支払いができない旨を周知する。

ウ 各部局に対して、現場納品時の受領年月日及び受領印（又はサイン）の記載を徹底するよう周知する。

エ 換金性の高い物品については、マーキングするなどにより反復使用を防止する。

オ 特殊な役務（データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など）に関する検収は、有形の成果物がある場合には、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類等により検収を行う。また、成果物がない機器の保守・点検などの場合は、検収担当者が立会い等による現場確認を行う。

③ 誓約書の徴取

本学と一定の取引がある業者については、誓約書等を徴するものとする。

(2) 学生等に支給する賃金・謝金等に関する体制の整備

勤務実態のない謝金・賃金の請求や、勤務時間の水増し請求などの不正を防止するため、勤務日や勤務時間等、勤務の実態の把握に努める。

① 学生等に支給する賃金・謝金等は、実施月の翌月払いを徹底するため、また、複数部署での重複雇用を防止するため、各部局に対して、実施後の出勤表等支払関係書類の早期提出について周知徹底を図る。

② 学生等が複数の部局で兼務する場合には、出勤表にその旨を表示させ、併せて他部局の出勤表の写しを添付するよう、各部局に対して、周知徹底を図る。

③ 学生等の雇用実態については、随時勤務状況を確認するなど、その実態把握に努める。

(3) 旅費の支給に関する体制の整備

出張の事実がない旅費の請求や、実際の日程よりも長い日程による旅費の請求などの不正を防止するため、旅行日程や宿泊の有無等、旅行の実態の把握に努める。

① 旅行日程等の確認のため、航空機利用の際の領収書や半券の提出を徹底させる。

② 不要な旅費の支給を防止するため、旅行者が旅行先で宿泊のため自宅等を利用した場合には、宿泊費の減額調整を行うなど、実態に応じた旅費の支出をする。

③ 公私の区分を明確にするため、出張期間前後に私事旅行がある場合には、旅行命

令権者が事前に承認した場合を除き、原則として私事旅行のために必要な往路又は復路の交通費は支給しない。

- ④ 出張の実態を把握するため、出張の目的、成果及び対応者等を把握できるような書類や出張報告書等の提出を徹底する。

#### 第5節 情報の伝達を確保する体制の確立

- 1 研究費の使用ルール等に係る学内外からの相談窓口を財務課、教育支援課及び研究連携課に設置し、本学公式ホームページ等により学内外に周知するとともに、相談・質問等を受け情報を共有し運用の統一化を図る。
- 2 不正への取組に関する本学の方針等（行動規範並びに取引に関する方針及び対策等）を本学公式ホームページ等により学内外に周知する。

#### 第6節 モニタリングの在り方

不正の発生の可能性を最小にすることを旨とし、本学全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。また、リスクアプローチ監査（不正が発生する要因を分析し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的に行う監査をいう。以下同じ。）を実施し、恒常的に組織的牽制機能の充実・強化を図る。

##### (1) 内部監査の実施

- ① 監査室は、研究費不正使用防止計画推進室による研究費不正使用防止体制などに不備がないか監査する。
- ② 監査室は、研究費不正使用防止計画推進室が把握した不正発生要因に関することを監査の重点項目とし、監査を実施する。

なお、監査は、監査手順を示したマニュアルにより、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施する。

##### (2) 監事等との連携

監査室は、監事及び会計監査人と定期又は臨時に監査計画その他の情報や意見を交換し、連携を強化して効率的な監査を実施する。

#### 附 記（平成 28 年 6 月 22 日）

- 1 この計画は、平成 28 年 6 月 22 日から施行する。
- 2 国立大学法人上越教育大学研究費不正使用防止計画に係る実施要領（平成 22 年 3 月 16 日学長裁定）は、廃止する。